

開発審査会基準第3号

事業所の社宅及び寄宿舍

市街化調整区域内にある事業所の従業員のための社宅及び寄宿舍(以下「社宅等」という。)で、申請の内容が次の各項に該当するものとする。

- 1 社宅等の敷地は、事業所の敷地に隣接若しくは近接している土地又は既存集落内にあつて、事業所から1.5キロメートル以内の土地であること。
- 2 社宅等の規模は、その事業所の規模に比して過大でないこと。
- 3 開発又は建築を行うために他法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等が受けられるものであること。

付 記

本基準に該当するもののうち、開発区域の面積又は敷地面積が3,000平方メートル以下のものは、開発審査会の議を経たものとみなす。

市長は、許可したものについて後日開発審査会に報告するものとする。

附 則

この基準は、平成12年4月6日から施行する。